

2. 事業の目的と概要 (Project Summary) Food and Nutrition Security Project in Kampong Chhnang Province, a three-year project evolved from the previous phase, purposes to enable around 18,600 people in targeted three districts of the province to take in sufficient nutritious food and maintain good health through activities to improve their livelihood by their own initiatives.	
(1) 上位目標	事業対象地域の住民が自らの力で生活状況を改善し、十分かつ栄養のある食事を摂り、良好な健康状態を維持することができる。
(2) 事業の必要性（背景）	A) カンボジア農村部における課題 カンボジアは、近年著しい経済的发展を遂げており、貧困率は、63.3%（2004 年）から 18.8%（2013 年）へと大幅に低下しているが¹、国民の 8 割が居住する農村部の貧困率はいまだに高く、都市と農村との格差は大きな課題となっている²。貧困に伴う生命・健康の面での課題は、アジア諸国と比較して顕著であり、5 歳未満児は 4 人に 1 人が低体重であり、慢性的な栄養不良は 3 人の中の 1 人に及んでいる³。幼児期の慢性的な栄養失調は知能の発達を遅らせ、学齢期の教育効果や成年期における生産性を下げる要因となる。成人を含むカンボジアの国民の約 3 割は 1 日の必要栄養量を摂取していないが、最貧困層に限ると、約 6 割が低栄養状態にある⁴。 かかる状況にカンボジア政府は正面から取り組むべく、国家開発の基本方針である「四辺形戦略（第三次）」にて、農業分野の発展を生産性の向上や営農の多角化などを通じて実現するとともに、国民の保健と栄養の改善を図ることを前面に打ち出している。その実行パートナーとして NGO の参画を重視している⁵。 B) 事業地における支援の必要性 本事業の対象地であるコンポンチュナン州は、国土のほぼ中央に位置し、首都プノンペンから約 100km という距離にある。同州は 1 市 7 郡で構成され、人口は約 544,000 である。その 8 割以上は農業を生業とするが、貧困世帯の割合が 36.7%と、全国 24 行政区のうち 2 番目に貧困世帯の割合が高い⁶。本案件の対象地であるロレイアッピア郡は 40%、テックポ郡では 33%、ポリボー郡では 43%の世帯が貧困状態にある⁷。 5 歳未満児の栄養状態では、低体重児の割合が 35.6%、慢性的な栄養不良児（低身長）の割合が 42.8%となっており、この点でもカンボジア 24 州の中で 2 番目に高く⁸、実効性の高い開発支援が求められている。 C) 本案件策定経緯 当財団は、カンボジアの抱える上記の課題を解決すべく、2007 年より 4 年間にわたり、コンポンチュナン州ロレイアッピア郡の 5 村において食料安全保障に資するパイロット事業を実施し、農村部の住民の生計向上及び健康改善モデルを確立した。この成果を基盤に、2011 年からは、対象地域を同州内の 2 郡 5 地区 39 村に拡大し、着実に事業を展開した。特に 2013 年度から 3 年間にわたり日本 NGO 無償資金協力事業として実施したことで、次のような高い事業効果をあげることになった。 対象地における 5,900 世帯の農家の約 9 割が SRI⁹農法を導入し、米が 1 か月分以上不足した世帯の割合は、70%から 29%に減少した。SRI 農法とは伝統的稲作より種籾などの投入が少ない上、2～3 倍高い生産性を期待できるとして世界に広まり、飢餓・貧困の解決に役立つと注目されている農法である。その他、野菜栽培・養鶏に関しても 9 割を超える農家が実践するに至り、稲作と合わせた世帯平均収入は、253 ドル（2011 年）

から 671 ドル(2017 年)へと約 2.7 倍増加した。

健康・栄養状態に関しては、補完食を調理する母親の割合が 45%(2014 年 11 月)から 68%(2016 年 11 月)に増加し、5 歳未満児の低体重の割合は、28%(2014 年 11 月)から 19.5%(2016 年 11 月)に減少した。

これらの活動で中心的な役割を担ったのは、若者と女性である。農村部の若者は、職を求めて都市や外国に出てしまう例が多く、また村落社会での意思決定は圧倒的に男性が優位となっているが、当事業では、開始時より、若者と女性に焦点を当てて活動してきた。農村の持続的発展は、若い世代と、次世代を育む女性の結束があって初めて現実化する。彼らが主体的に活動するための組織として、稲作・家庭菜園・養鶏などの農民グループや、5 歳未満児をもつ母親グループを形成した。事業期間の後半には法人格を持つ農民組合が 5 地区それぞれに結成された。

しかし、こうした成果の発現は、事業実施地内にとどまっており、周辺地域への効果波及には至っていないのが実情である。その要因として、地方行政の能力が低く、開発事業を外部援助機関に全面的に委ねるため、グッドプラクティスを行政が率先して紹介するイニシアティブに欠ける点と、近隣地域でも、農家の交流、情報共有の機会が少なく、自発的な模倣が生じにくいといった点があげられる。さらに、農民組合の設立はカンボジアの農政で推奨されているものの、その実質的な事業の成功事例は少なく、当財団が先行事業後半に設立を支援した農民組合においても、その活動が軌道に乗るにはさらに能力強化が必要となっている点も見落とすことができない。

当財団のこれまでの事業は、州政府および農林水産省から高く評価され、州内での更なる事業の拡大を求められた。当財団は、同州を含め国内各地の状況を改めて調査、検討した結果、コンポンチュナン州内でまだ援助機関の支援が及んでいない地域に事業を展開することに高い必要性を認めた。大使館とも協議の上、ロレイアツピア郡 2 地区 19 村及びテックボ郡 2 地区 13 村でこれまでの実績を基盤にした支援活動を開始するとともに、先行事業で設立した農民組合 4 団体の能力強化を図ることとした¹⁰。

D) 「持続可能な開発目標(SDGs)」達成への貢献

本案件は SDGs の達成に多くの点で貢献する。第一に、SDGs の目標 1. 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット 1.2. に直接的に結びつく¹¹。目標 2. 「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」のターゲット 2.1～2.4. における、「貧困層」、「5 歳未満の子ども」、「若年女子」といった「脆弱な立場にある人々が一年中栄養のある食料を十分得られるようになり」、その結果、栄養不良改善を積極的に目指している¹²。事業の対象は、「小規模食料生産者」であり、「農業生産性と所得を増加」させ、「持続可能な食料生産システムを確保し、レジリエントな農業を実践する」という点についても完全に合致する。目標 8 のターゲット 8.5 並びに 8.6 における若者の職についても本案件の取り組みは十分に効果的である¹³。目標 10 「各国内及び各国間の不平等を是正する」のターゲット 10.1 及び 10.2 についても、本案件はカンボジアの下位所得層を対象とし、能力強化、社会的経済的及び政治的な包摂を促進するものである¹⁴。

E) 外務省の国別開発協力方針との整合性

外務省の対カンボジア王国国別開発協力方針において、「2030 年までの高中所得国入りの実現」を大目標としてこれまでの協力の成果を踏まえて経済社会基盤の更なる強化を促すものとしている。本案件にてもこれまでの事業の成果をもとに、人材育成を軸とした都市部と地方部との格差抑制に積極的に貢献する。具体的には国別開発協力方針の中目標に掲げられた次の事項に直接的に結びつく。

	(1)「産業振興支援」にて示されている、地方部における主要産業である農業の振興が本案件の眼目であり、先行事業の経験の上に、フード・バリューチェーンの構築を図ることが本案件における新機軸となっている。 (2)「生活の質向上」に示されている、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた保健医療分野における取組みについては、本案件は対象地における住民の健康・栄養改善を当事者の知識の向上と行動変容により実現を図るものであることから、UHC を目指していることは明らかである。 (3)「ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現」のために中長期的な視点に立ち、ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現を目指し、環境管理への取組みを支援するべく、本案件は対象地域の農政および保健行政の当局職員と開始時点から協同しつつその能力増強と意識の向上を図る。またその働きを支えるために農民組合といった住民組織の育成により、現地の行政と住民との間の連携体制を構築する。 なお、本邦とカンボジア王国とは、2013 年 12 月に二国間関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、緊密な連携・協力を行うことで一致している。開発協力の実施においては、市民社会との連携、官民連携が留意事項として述べられている。 以上の点から本事業は国別開発協力方針に完全に合致する。								
(3) 事業内容	本案件のアプローチ 本案件は、先行事業と同じくコンポンチュナン州内での事業展開を図るものであるが、そのアプローチには明確な違いがある。 まず、高い効果が実証された先行事業の活動をモデルとして、現地の人材と組織を通じてより広い地域に普及することを重視する。そのために「垂直方向」と「水平方向」の連携を組み合わせたアプローチをとる。前者の「垂直方向」では、州や郡の農業局、保健局等のコミットメントを先行事業以上に高め、当局職員が的確にモニタリングや指導ができるようにする。後者の「水平方向」は、先行事業で育成した農民組合を核として、農業分野や保健衛生・栄養分野に実績のある篤農家や女性グループからの直接指導や視察により、地区を超えた農家間の協力と学びあいの仕組みを構築する。また、家族の健康増進は母親だけが担うべき責務ではなく、父親も家事、育児に積極的に協力することで良い結果を生むことが先行事業での経験から確かめられているため、各村にロールモデルとなるような夫婦を選定し、周囲の世帯に行動変容の影響を広げていく。 次に、保健・栄養の領域でより高い効果を創出するため、リプロダクティブヘルスに関する研修を強化するとともに、2 歳以上 5 歳未満児の栄養不良児に対する介入として自家生産の農作物の栄養価に関する理解の促進と公衆衛生の強化を図る。 さらに、コミュニティの自立的発展を促すため、リーダーシップとネットワークの向上に特に力を入れる。特に、先行事業で設立した農民組合が運営能力においても経営的にも自立した組織となるための支援に重点を置き、組合が広範な地域の発展をけん引することを目指す。当地の主要作物である米は、生産農家が精米せずに仲買人に買い上げられているが、農民組合が精米機を保有することで、農家は販売価格を高められるとともに、組合としての収益も確実となる。その先には、組合が作物の流通や加工を扱い、地域経済が持続的に繁栄する道が開ける。 事業対象 新規対象地：(25 村、4,552 世帯、約 18,300 人) <table><tr><td>ロレイアツピャ郡</td><td>対象村</td><td>世帯数</td><td>人数</td></tr><tr><td>スヴァイチュルム地区</td><td>7</td><td>871</td><td>3,729</td></tr></table>	ロレイアツピャ郡	対象村	世帯数	人数	スヴァイチュルム地区	7	871	3,729
ロレイアツピャ郡	対象村	世帯数	人数						
スヴァイチュルム地区	7	871	3,729						

プレイムル地区	5	855	3,312
テックボ郡			
チャオンマオン地区	8	1,683	6,866
クロンポポ地区	5	1,143	4,398
先行事業の対象地（農民組合の強化に関する活動のみ実施する）： （31 村、約 5,587 世帯、約 23,000 人）			
ロレイアッピャ郡	対象村	世帯数	人数
クラインリーブ地区	8	1,621	6,296
バンテアイプリール地区	10	1,136	4,623
プラスナップ地区	7	1,513	6,497
ボリボー郡			
アンチャンロン地区	6	1,317	5,610

本案件は上位目標を達成するために以下の 4 項目の活動を行う。

- （１） 米の生産性向上と営農の多様化を図る活動
- （２） 生活習慣が変わり、子どもや住民の健康・栄養状態が改善されることを図る活動
- （３） 地域住民のネットワーク構築・地域リーダーの育成を図る活動
- （４） 自立的発展の核となる農民組合の能力強化を図る活動
- （５） 事業評価と事業報告会

活動詳細は下記の通りである。活動（１）～（３）は新規対象地、活動（４）は先行事業の対象地域、活動（５）は両地域にて実施する。

（１） 米の生産性向上と営農の多様化を図る活動

A SRI 農法による稲作技術の改善

1. 稲作技術トレーナー養成研修（SRI 概論・播種）（年 2-3 回）
初年次は 25 村を対象として各 3 名を選び SRI 農法トレーナーを養成する。この指導は州および郡の農業局技官が担当する。
2. 稲作技術研修（SRI 概論・播種）（年 2-3 回）
養成研修を受けた 25 村のトレーナー（篤農家）が、農業局技官とともに各自の村で講習を実施する。
3. 田植えデモンストレーション（年 1 回）
25 村それぞれで 20 世帯ほどを対象に、田植えの実習を行う。
4. 視察研修（1 回）
各村 3 名の篤農家が、先行事業で実践したロレイアッピャ郡およびボリボー郡の SRI 農法を視察する。郡農業局技官が指導者として同行する。
5. 収穫高調査（年 1 回）
伝統的稲作法 による収穫高と SRI 農法による収穫高とを比較する調査を実施する。この調査は州・郡の農業局と共同で実施する。
6. SRI フィールド集会（年 1 回）
収穫を終えた 12 月に、州・郡行政官、地区評議会議長、村長、篤農家、保健ボランティア等、約 300 名が集い、収穫高の調査結果や SRI 農法の経験を共有する催しを実施する。州・郡農業局の局長、郡行政庁の代表などが参加し、テレビをはじめとするメディアでも報道されることで、農家の自信、誇りが向上するとともに、本事業の有効性が広く国内に知られる機会となる。

B 家庭菜園の推進

1. 家庭菜園技術トレーナー養成研修（年 2 回）
初年次は 25 村を対象としてそれぞれに 3 名を選び家庭菜園のトレーナーとして育成する。指導は州および郡の農業局が担当する。

2. 家庭菜園技術研修(年 2 回)

研修を受けたトレーナーが各自の村で講習を行う。農業局の技官がサポート役を担う。研修終了者には、地区評議会を通して野菜の種子を供与する。

C 養鶏の推進

1. 養鶏技術トレーナー養成研修(年 1-2 回)

初年次は 25 村を対象としてそれぞれに 3 名を選び養鶏のトレーナーとして育成する。指導は州および郡の農業局が担当する。

2. 養鶏技術研修(年 1-2 回)

養成研修を受けたトレーナーが農業局技官とともに 25 村それぞれで 25 世帯ほどを対象に講習を行う。

3. 養鶏視察研修(1 回)

各村 3 名の篤農家が、先行事業により普及したロレイアッピア郡およびポリボー郡の養鶏を視察する。郡農業局技官が指導者として同行する。

D 養豚の推進(第 2 年次以降実施)

1. 養豚技術トレーナー養成研修(年 1 回)

養鶏と同様、各村 3 名トレーナーを養成し、養豚の普及を図る。第 2 年次以降、養鶏の実践が軌道に乗った農家を対象とする。

2. 養豚技術研修(年 1 回)

研修を受けた自ら養豚を成功させたトレーナーが、村内の農家に指導を行う。

3. 養豚視察研修(1 回)

各村 3 名の篤農家が、先行事業により普及したロレイアッピア郡およびポリボー郡の養豚を視察する。郡農業局技官が指導者として同行する。

E 草の根獣医の育成

1. 草の根獣医養成研修(年 1 回)

州農業局が各村で 1 名ずつ家畜飼育の経験がある農家を選び「草の根獣医」として育成するが、村内の農家に家畜の疫病予防・治療等の初歩的な知識及び技術の普及活動を効果的に行えるよう本事業はさらに草の根獣医に対する研修を実施する。初年次は計 25 名が対象となる。研修の終了後も草の根獣医の活動の状況に応じて、個別のアドバイス・指導を行う。

2. 獣医器具の支給

草の根獣医として活動を始めるために、地区評議会を通して研修を修了した農家へ必要な器具を供与する。

(2) 生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善されることを図る活動

トレーナー養成研修においては、保健行政区職員、または保健センター職員が講師となり、各村 3 名の保健ボランティア、計 75 名(初年次)を対象に研修を実施する。各村における研修においては、トレーナー養成研修を受けた人物が講師補佐となり、保健センター職員と一緒に研修を実施する。

A 栄養改善のための行動変容推進

1. 身体測定事前研修(年 2 回)

初年次は 25 村を対象として、各村 3 名、計 75 名を対象に乳幼児の発育及び身体計測に関する研修を行う。

2. 子どもの身体測定(年 2 回)

研修を受けた 75 名が 5 歳未満児の身長と体重を計測する。

3. 栄養に関するトレーナー養成研修(年 1-2 回)

初年次は 25 村を対象として、合計 75 名を対象に保健行政区の職員が講師となり実施する。

	4. 栄養に関する研修(年1-2回) 養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって保健センターの職員と一緒に各村で実施する。 5. 補完食に関するトレーナー養成研修(年1回) 初年次は合計75名を対象に実施する。 6. 補完食の実演(月2回、年5-6回) 養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、各村で主に5歳未満児を持つ母親たちを対象に行う。 B 公衆衛生の改善 1. 公衆衛生に関するトレーナー養成研修(年1-2回) 初年次は計75名を対象に保健行政区の職員が講師となり実施する。 2. 公衆衛生に関する研修(年1-2回) 養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、保健センターの職員と一緒に各村で研修を実施する。 3. 公衆衛生キャンペーン(年1-2回) 保健センター職員や地区評議員が保健ボランティアたちと一緒に各村でゴミ拾いなどに住民参加を促し衛生的な村づくりを目指す。 C 疾病予防の推進 1. 疾病予防に関するトレーナー養成研修(年1回) 初年次は75名を対象に保健行政区の職員が講師となり実施する。 2. 疾病予防に関する研修(年1回) 養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、保健センターの職員と一緒に各村で研修を実施する。 D リプロダクティブヘルスの促進 1. リプロダクティブヘルスに関するトレーナー養成研修(年1-2回) 75名を対象に保健行政区の職員が講師となり実施する。 2. リプロダクティブヘルスに関する研修(年1-2回) 養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって保健センターの職員と一緒に各村で研修を実施する。 (3) 地域住民のネットワーク構築・地域リーダーの育成を図る活動 A 情報及び経験共有の促進 1. 農業技術に関する情報共有集会(年1回) 初年次は25村を対象として、各村3名の篤農家と3名の若者の合計150名を対象に、研修で学習した内容の実施状況や改善点を共有する。 2. 保健衛生・栄養に関する情報共有集会(年1回) 初年次は25村を対象として、各村2名の保健ボランティアと村長1名、モデルファーマー1組(2名)の計125名を対象に、研修で学習した内容の実施状況や改善点を共有する。 3. 食料・栄養安全保障に関する情報共有集会(年2回) 初年次は25村を対象として、各村3名の篤農家、3名の若者、2名の保健ボランティア、計200名を対象に、例えば子どもの栄養不良など、農業と保健に共通する課題や現状について情報交換し、解決策を見出す機会とする。 4. 母親グループミーティング(年2回) 5歳未満児を持つ母親を中心に各村4名ずつ計100名(初年次)を対象に、健やかな子どもを育てるための知識や経験を分かち合う場とする。 5. モデルファーマーミーティング(年2-3回) 各村1組計50名(初年次)の夫婦を対象に行い、農業や保健の知
--	---

	識や技術を各家庭で活かし、よい生活習慣を身につけて、夫婦の役割分担を再考するアイデアを生み出す場とする。 B リーダーシップ研修(年 2-5 回) 各村から 6 名(篤農家 3 名、保健ボランティア 2 名、村長 1 名)、計 150 名(初年次)を対象に、コミュニケーションやファシリテーションスキルなどについての研修を実施する。 C ネットワーキング研修(年 1-2 回) 各村から 6 名(篤農家 3 名、保健ボランティア 2 名、村長 1 名)、計 150 名(初年次)を対象に、情報共有や相互扶助など農民グループ活動に必要なスキルの研修を実施する。 D 若者対象の農業・保健研修(年 2-4 回) 各村 6 名、計 150 名(初年次)の 10 代後半から 20 代前半の若者を対象に、農業や保健に関する知識や技術を研修し、将来の家族やコミュニティを作り上げていくための能力開発を行う。 E 村レベル関係者集会(年 1 回) 村長、篤農家、保健ボランティア、若者らが本事業の進捗と達成度を確認する他、経験共有や課題解決のため協議する。また、参加型で持続可能な村づくりのための村年次開発計画策定も行う。 F プロジェクト運営委員会(年 2 回) 半年に 1 回、本事業に関わる州・郡・地区の行政職員ら 28 名が事業の進捗と達成度を確認する他、各専門分野において円滑な事業運営と成果の産出のため協力し合う場とする。 G 郡レベル関係者集会(年 1 回) 各郡において、本事業の全ての関係者(郡長、地区長、郡農業局・保健局職員、保健センター職員、篤農家、保健ボランティアら)が一堂に会し、事業の進捗と達成度を確認する他、経験共有や課題解決のため協議する。また、次年度の地区開発計画策定を行う。 H 州レベル関係者集会(年 1 回) 2 郡の本事業関係者すべてと州の行政職員も参加し、事業の進捗と達成度を確認する他、経験共有や課題解決のため協議する。また、次年度の郡年次計画策定を行う。 I 農民組合マネジメント研修(第 3 年次・5 回) 初年次から 2 年次にかけて、上記の研修を通じて SRI 農法グループ、家庭菜園グループ、養鶏グループ等が形成される。それらのグループを基盤として農民組合の設立が期待されるため、3 年次に意欲のある農家を対象に、農民組合の設立や運営時に必要な知識・技能(組織管理、簿記、マーケティング等)の研修を実施する。 (4) 自立的発展の核となる農民組合の能力強化を図る活動 先行事業「コンポントナン州農村開発事業」で設立された農民組合を対象に、それらの農民組合が運営能力においても経営的にも自立できる組織となるための支援活動である。 A 農民組合による事業の基盤整備 - 各組合における精米施設の設置と精米機の配備 収穫時期に合わせて精米施設の建設と精米機の設置を行う。精米施設導入に際しては、各組合の規模や能力を鑑みて段階的に配備する。 - 精米機の使用と管理に関する研修(年 2 回) 初年次より精米機の販売業者や研究所等で精米機の管理と運用および生産物の流通・販売についての研修を開始し、組合員がこれらについて共通に理解をすることで、精米設備導入後の活用を確実にする。2 年次より、精米施設を設置した組合では、その現場に業者
--	--

	や研究所から指導者を迎え、郡農業局や地区評議員がアドバイザーとして参加する形で研修を継続する。 B 農民組合の事業実施能力の強化 1. 状況分析とビジネスチャンスに関する研修(1回) 2. 農民組合の製品・サービスの市場調査・開拓に関する研修(1回) 3. ビジネスマネジメントに関する研修(1回) 4. 収入向上の方法に関する研修(1回) 5. ポストハーベストマネジメント・加工・包装に関する研修(第2年次以降年1回) 6. 品質管理研修(1回) 7. 地域経済発展における農民組合の役割(1回) 8. 地域産品展示会(第2年次以降、年1回) C 農民組合運営能力の強化 1. リーダーシップ及びマネジメントに関する研修(1回) 2. 農民組合の位置づけ(1回) 3. 農民組合の分析レビュー(年1回) 4. 情報管理とコミュニケーションスキルに関する研修(1回) 5. コンフリクトマネジメントとファシリテーションスキル研修(1回) 6. 資源活用と持続可能性に関する研修(1回) 7. 視察研修(1回) 8. 簿記研修(2回) 9. 事業計画・予算策定研修(2回) 10. 3年間の戦略計画策定(最終年次) D 農民組合ネットワークの促進 1. 農業技術に関する情報共有集会(年2-3回) 2. プロジェクト運営委員会(年1-2回) 3. 農民組合と他の関係者とのリンケージワークショップ(第2年次以降、年2回) (5) 事業評価と事業報告会 A 事業評価 事業終了半年前に最終評価を事業関係者と協同で実施する。本事業の成果と教訓を農民組合および行政機関が確実に理解し、活動の継続と拡大展開を率いる能力と意識を高めるようにする。 B 事業報告会 事業評価の結果と教訓を広く共有し、行政のイニシアティブで他の地域への活動展開を促すため、農林水産省の職員をはじめ、近隣郡の行政職員などを招き、事業報告会を開催する。 ※ 研修やワークショップの開催においては、長い時間にわたって、昼食時間を挟むことがある。この際、参加者に一旦自宅に戻ってもらい、再度、参加してもらうことは、実際、大幅な時間の無駄や、参加者の減少に繋がる。昼食を参加者全員でとることによって、研修内容の議論や協力的な関係が構築されて、その後の活動の推進、普及に繋がる状況が現れることが多い。このため、本財団として、できる限り予算を押さえた形で、現地において標準的な昼食や飲食物及び研修に必要な文具を提供するものである。 裨益人口： 直接裨益者： ● 初年次：合計 18,679 人 ① ロレイアツピャ郡のスヴァイチュルム地区、プレイムル地区及びテックボ郡のチャオンマオン地区、クロンポボ地区、合計 25 村の住民 約 18,300 人(4552 世帯) ② ロレイアツピャ郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地
--	---

	区、プラスナップ地区及びボリボー郡のアンチャンロン地区の農民組合の理事 32 名及び組合員 347 名 2 年次以降：ロレイアッピア郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地区、プラスナップ地区及びボリボー郡のアンチャンロン地区の農民組合の理事 32 名及び組合員 347 名のほか、ロレイアッピア郡とテックポ郡の他村を含む合計 32 村の住民。 <u>間接裨益者</u>： ロレイアッピア郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地区、プラスナップ地区及びボリボー郡のアンチャンロン地区の村民（現在組合員ではない村民）約 23,000 人（5,580 世帯）
(4) 持続発展性	本案件は、次の 4 面から高い持続発展性がある。 【組織的枠組み】 事業により培われる農業技術や栄養・健康改善への知識と習慣は、いずれも地元の住民がグループとなって取り組むものである。篤農家や保健ボランティアのリーダーシップのもとに「共有の知」と「協同の力」を養うことにより、確固とした協力体制が生まれる。その証左が先行事業で設立に至った農民組合の意欲的な活動である。本案件ではその農民組合 4 団体を核として、新たな対象地にも自発的に組合が立ち上がることを目指している。カンボジアには名目のみの農民組合が少なくないが、本案件ではコンポンチュナン州に実力ある農民組合を育て、農民組合の能力強化の活動を通じて、さらに新たな地域での組合設立を支える仕組みの構築を図る。 【制度的保障】 先行事業より、地域住民が協議のうえで策定する農業生産や健康にかかわる目標を、村から地区、郡、州に至る年次開発計画に反映させている。これにより事業で進める活動は、行政の施策と統合され継続的かつ広範な地域での展開が推進される。 また、本案件では農業や保健の行政職員の参画を先行事業以上に増やし、事業の取り組みがモデルとして他の地域に広がるようにする。特に、定期的を実施するプロジェクト運営委員会、郡・州レベルの関係者集会や行政職員との共同モニタリング、事業報告会等は、プロジェクトの終了後も郡・州の行政機関が他地域に普及する主導性を増進するための重要な活動と位置付けている。 【財政的安定性】 本案件が対象地域の農家の生計を大きく増進することは先行事業で実証された。カンボジアの農村における重大な課題は、労働力が都市や外国に流出してしまうことであるが、本事業では農業により安定した収入を得ることができるようになるため、経済的な理由から事業の活動が衰退する懸念は少ないといえる。そして、地域の活動の核となる農民組合が精米所を有し、作物のマーケティングや流通にかかわる経営力を有することは、さらに地域の経済発展に資することとなる。政府予算の制約が厳しいカンボジアにおいて、事業対象地では住民協同により現地の財政力を高めることが十分に期待できる。 また、事業終了後に行政職員が他地域にプロジェクトの成果を普及するうえで、脆弱な国および地方行政の財政力に対する懸念がある。この制約を克服する一助として、本プロジェクトでは地区を超えて農家から農家への技術普及の道を広げる計画であり、行政側は直接的な技術指導に費やす財政負担の割合を軽減し、監督的な業務と普及施策に重きを置いた働きができるようになることが期待される。 【世代的要因】 本案件の特徴のひとつが、地方在住の若者を積極的に農業に向かわせる点にある。中学や高校を卒業した若者は職を得ようと都市部に出てしまい、代々受け継いできた農地で耕作するのは、高齢者や小さな子どもを抱えた女性であり、営農の継続が難しくなると田畑を売ってしまうという傾向が近年著しい。しかし都市部に出た若者も満足できる収入を得ることは極めて難しく、結果として貧困から抜け出すことができない。先行事業でも多くの男女の若者が農業の将来性を理解し、

	地元に留まって確実に収入を伸ばした。10 代 20 代の若い世代が主役となる事業であるため、活動が長く維持されることが見込まれるとともに、またその子どもの世代もこれを見習うことが期待される。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	本案件は、以下の 4 つの成果を生成する。(1) 米の生産性が向上し営農が多様化される (2) 生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善される (3) 情報・経験共有のネットワークが構築される (4) 農民組合の経営力が強化される これらの成果を測る指標は下記の通りである。 (1) 米の生産性が向上し営農が多角化される 1-1. SRI 農法・家庭菜園・養鶏等を導入した世帯数の増加率 【確認方法：モニタリング】 ・ SRI 農法：1 年目の成果 対象世帯の 30% 2 年目の成果 対象世帯の 60% 3 年目の成果 対象世帯の 90% ・ 家庭菜園：1 年目の成果 対象世帯の 30% 2 年目の成果 対象世帯の 60% 3 年目の成果 対象世帯の 90% ・ 養鶏：1 年目の成果 対象世帯の 30% 2 年目の成果 対象世帯の 60% 3 年目の成果 対象世帯の 90% ・ 養豚：2 年目の成果 対象世帯の 10% 3 年目の成果 対象世帯の 20% 1-2. 慣習的農法と SRI 農法による収穫量の差 【確認方法：収穫高調査】 ・ 慣習的農法と SRI 農法による収穫量の差 1.3 倍以上 1-3. 1 年間に 1 か月以上米が不足した世帯数とその平均期間が減少 【確認方法：ベースライン調査と終了時評価の比較】 ・ 1 年間に 1 か月以上米が不足した世帯数： - ベースライン調査時： 34 % - 事業終了時： 17 % ・ 米が不足した世帯における平均週数： - ベースライン調査時： 13 週 - 事業終了時： 6 週 1-4. 対象世帯における平均世帯収入の増加率 【確認方法：ベースライン調査と終了時評価の比較】 ・ 平均世帯年収： - ベースライン調査時： 602 ドル - 事業終了時： 782 ドル (2) 生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善される 2-1. 補完食の普及率が高まる 【確認方法：モニタリング】 ・ 過去 1 週間に子どもに補完食を調理した割合 - ベースライン調査時： 3.5% 1 年目の成果 20% 2 年目の成果 40% 3 年目の成果 65% 2-2 衛生行動が改善する 【確認方法：層化抽出法による聞き取り調査と観察】 - 手洗い習慣 90% (事業終了時・暫定) - 飲料水の煮沸の習慣 90% (同)

	トイレの使用 70% (同) 2-3. 世帯における感染症への罹患率が減少する。 【確認方法：保健センターのデータ利用による統計分析】 ・ 下痢症 20% (事業終了時・暫定) ・ 上気道感染症 20% (同) ・ 結膜炎 20% (同) (3) 情報・経験共有のネットワークが構築される 1-1. 農民グループが形成される 【確認方法：モニタリング】 1-2. 母親グループが形成される 【確認方法：モニタリング】 1-3. 農民組合が形成され、その意思が行政計画に反映される 【確認方法：モニタリング】 1～2年目に、SRI 農法、家庭菜園、養鶏といった各活動に参加している農民のグループ及び母親グループが形成される。 3年目の成果 農民組合が各地区に設立され、活動計画が、各地区の活動プラン、郡の年次計画策定に反映される (4) 農民組合の能力が強化される 【確認方法：モニタリング】 1年目の成果：各農民組合に使命や活動目的が 確立し、事業計画及び予算計画を策定することができる 2年目の成果：それぞれの農民組合で、組合を代表する製品を最低1つ市場に出すことができる 3年目の成果：各農民組合が農業製品の販売を通して、純利益を出すことができるようになる 以上の成果が相乗的に作用することで、「事業対象地域の住民が自らの力で生活状況を改善し、十分かつ栄養のある食事を摂り、良好な健康状態を維持することができる」という本案件の上位目標が達成される。その指標は、5歳未満児の栄養不良(低体重)率減少である。 ・ WHO による標準体重比での標準偏差-2以下の5歳未満児割合 【確認方法：実測】 <table> <tr> <td>ベースライン調査時：</td><td>27.9%</td></tr> <tr> <td>1年目の成果</td><td>25%</td></tr> <tr> <td>2年目の成果</td><td>23%</td></tr> <tr> <td>3年目の成果</td><td>18%</td></tr> </table>	ベースライン調査時：	27.9%	1年目の成果	25%	2年目の成果	23%	3年目の成果	18%
ベースライン調査時：	27.9%								
1年目の成果	25%								
2年目の成果	23%								
3年目の成果	18%								

¹ National Strategy for Food Security and Nutrition 2014-2018

² 2009 年の時点で、貧困ライン以下で暮らす人口割合はプノンペン 12.8%であるのに対し、農村地域では 24.8%である。National Strategy for Food Security and Nutrition 2014-2018

³ Cambodia Demographic Health Survey 2014

⁴ Food Security Trend Analysis Report: Cambodia Socio-Economic Survey 2004 and 2009

⁵ 第三次四辺形戦略は 2013 年に発表された。グッドガバナンスを中核に、農業分野の発展、インフラの拡充、民間セクターの成長、人材育成の 4 面が相互に支えあい、国の発展と貧困の削減を目指すとしている。その具体的な計画として National Strategic Development Plan 2014-2018 が策定されている。

⁶ Ministry of Planning, Royal Government of Cambodia. (2012). Identification of Poor Households in Cambodia. Results from data collection Round 4 (2010) & 5 (2011). なお、カンボジアの貧困世帯は、ドイツ経済協力開発省および GIZ ならびにオーストラリア外務貿易省および AUSAid の協力を得て、カンボジア計画省が全国での戸別調査にて所有財産や生計状況などをもとに認定したものである。

⁷ Ministry of Planning, Royal Government of Cambodia. (2012). Identification of Poor Households in Cambodia. Results from data collection Round 4 (2010) & 5 (2011).

コンポンチュナン州全 8 郡のうち、貧困世帯の割合が最も高いのは Chol Kiri 郡の 46%、次いでカンポンレン郡の 42%であるが、両郡ともトンレサップ湖及びトンレサップ川が定期的に氾濫する地域に含まれ、本事業が導入を推進する農作物や家畜の生育に適していないことから、対象地から除外した。

⁸ Cambodia Demographic and Health Survey (2014)

⁹ System of Rice Intensification (SRI) とは、1980 年代にマダガスカルでフランス人宣教師によって生み出された稲作農法である。発芽後 1~2 週間の乳苗を広い間隔で一本植えることにより、苗同士が競争することなく丈夫に育ち、収穫量が増加するという農法で、従来農法より種籾などの投入が少ないうえ、2~3 倍高い生産性を期待できるといわれ、飢餓、貧困の解消に役立つとして注目されている。カンボジアでは 2000 年に導入されて以来、急速に普及している。現在、カンボジア農林水産省の推進の下、全国で 10 万戸以上の農家が SRI 農法を実践しており、栽培面積は約 6 万ヘクタールに及ぶ。参考：鶴居純 (2011)「カンボジアの天水田 SRI」『稲作革命 SRI- 飢餓・貧困・水不足から世界を救う』pp. 105-126. 日本経済新聞出版社。

¹⁰ 設立した農民組合 5 団体のうち、ボリボー郡ポペル地区の組合は、2017 年からワールド・ビジョン・カンボジアが支援を引き継ぐことになったため、FIDR が本事業で支援する農民組合は、ロレイアッピア郡のクラインリープ地区、バンテアイプリール地区プラスナップ地区およびボリボー郡のアンチャンロン地区の 4 団体となった。

¹¹ 【ターゲット 1.2】:「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。」

¹² 【ターゲット 2.1】:「2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食糧を十分得られるようにする。」【ターゲット 2.2】:「5 歳未満の子どもの発育障害や衰弱について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養失調を撲滅し、若年女子、妊婦・授乳婦、および高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。」【ターゲット 2.3】:「2030 年までに、土地その他の生産資源、投入財、知識、金融サービス、市場、および付加価値や非農業雇用の機会への平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民族、小規模な家族経営の農家、牧畜家および漁師をはじめとする、小規模食糧生産者の農業生産性および所得を倍増させる。」

【ターゲット 2.4】:「2030 年までに、持続可能な食糧生産システムを確保し、生産性および生産の向上につながるレジリエントな農業を実践することにより、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力向上、および土地と土壌の質の漸進的改良を促す。」

¹³ 【ターゲット 8.5】:「2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金を達成する。」【ターゲット 8.6】:「2020 年までに、就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。」

¹⁴ 【ターゲット 10.1】:「2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。」【ターゲット 10.2】:「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する。」